

関川村地域防災計画

(資料編)

平成29年12月修正

関川村防災会議

目 次

関川村地域防災計画(資料編)

〔防災関係組織〕	1
○防災関係機関連絡先一覧	2
○村内建設業者一覧	4
○関川村排水設備等指定工事店一覧	5
〔要配慮者施設〕	9
○要配慮者施設一覧	10
〔救護施設・物資〕	11
○避難所施設一覧	12
○福祉避難所施設一覧	13
○災害時緊急備蓄物資等数量	13
○村内医療機関一覧	14
○村内薬局一覧	14
〔消防・水防関係〕	15
○消防水利の現況	16
○水防倉庫別水防用資器材備蓄状況一覧	16
○村内観測所一覧	17
〔輸 送 関 係〕	19
○ヘリポート適地の選定基準	20
○ヘリポート適地一覧	21
〔各種協定等〕	23
○災害時における相互援助協定	24
○村上市・関川村消防相互応援協定書	26
○災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定書	29
○災害時の応援業務に関する協定書(村建設業協会)	31
○災害時の応援業務に関する協定書(県測量設計業協会)	34
〔災害危険箇所〕	37
○地すべり危険箇所	38
○土石流危険渓流	39
○急傾斜地崩壊危険箇所	41
○山地災害危険地区	42
○土砂災害警戒区域等	43
○雪崩危険箇所	46
○重要水防箇所一覧	48
○豪雪災害防止区域	50
〔条 例 等〕	53
○関川村防災会議条例	54

〔目 次〕

○ 関川村防災会議会長及び委員	56
○ 関川村災害対策本部条例	57
○ 関川村災害対策本部運営規程	58
〔様 式〕	67
○ 災害被害報告（速報）様式	68
○ 緊急通行車両等事前届出関係様式	69
○ 自衛隊災害派遣要請依頼書	71
○ 消防防災航空隊出場要請書	72
〔そ の 他〕	73
○ 火災・災害等即報基準	74
○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	77
○ 指定文化財一覧	80

〔防災関係組織〕

○ 防災関係機関連絡先一覧

1 県関係

名 称	所 在 地	電話番号
新潟県防災局 危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	025-282-1638
〃 消防課	〃	025-282-1664
村上地域振興局 企画振興部	村上市田端町6-25	0254-52-7920
〃 健康福祉部	村上市肴町10-15	0254-53-3151
〃 農林振興部	村上市田端町6-25	0254-52-7938
〃 地域整備部	〃	0254-52-7955

2 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
【農林水産省】		
北陸農政局 新潟支局	新潟市中央区船場町2-3435-1	025-228-5211
【気象庁】		
新潟地方気象台	新潟市中央区美咲町1-2-1	025-281-5871
【国土交通省】		
羽越河川国道事務所	村上市藤沢27-1	0254-62-3211
羽越河川国道事務所 荒川出張所	〃	0254-62-2528
羽越河川国道事務所 大石ダム管理支所	関川村大字大石字イブリサシ404-3	0254-64-2251
飯豊山系砂防事務所 関川砂防出張所	関川村大字上関1303-2	0254-64-1369
関川除雪ステーション	関川村大字上関1075-1	0254-64-1373
【林野庁】		
下越森林管理署 村上支署 関谷森林事務所	関川村大字下関1082-1	0254-64-1059

3 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
東日本電信電話(株) 新潟支店	新潟市中央区東堀通7番町1017-1	025-227-6483
東北電力(株) 村上営業所	村上市二之町6-36	0254-52-4195
関川郵便局	関川村大字下関10-15	0254-64-1070
越後大島駅前郵便局	関川村大字土沢1392-7	0254-64-1139
越後女川郵便局	関川村大字上野新176	0254-64-0509
日本赤十字社 新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町1-3-12	025-231-3121
日本放送協会 新潟放送局	新潟市中央区川岸町1-49	025-230-1616

4 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
新潟交通観光バス(株) 村上営業所	村上市田端町6-37	0254-53-4161
新潟運輸株式会社 中条支店	胎内市近江新214-13	0254-47-2201
中越運送株式会社 村上営業所	村上市大字仲間町639-20	0254-53-2193
新潟県医師会	新潟市中央区医学町通二番町13	025-223-6381

5 警察

名 称	所 在 地	電話番号
新潟県公安委員会・新潟県警察本部	新潟市中央区新光町4-1	025-285-0110
村上警察署	村上市南町2-3-18	0254-52-0110
〃 下関交番	関川村大字下関1304	0254-64-1031
〃 上野新駐在所	関川村大字上野新57-8	0254-64-0515

6 消防

名 称	所 在 地	電話番号
村上市消防本部	村上市塩町12-6	0254-53-0119
村上市消防署関川分署	関川村大字下関1956	0254-64-2579

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第30普通科連隊 (新発田駐屯地)	新発田市大手町6-4-16	0254-22-3151

8 一部事務組合

名 称	所 在 地	電話番号
下越障害福祉事務組合	新発田市中央町5-4-7	0254-26-1501
下越清掃センター組合	胎内市富岡7番地153	0254-46-2064

9 公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
にいがた岩船農業協同組合 関川支店	関川村大字打上321	0254-64-2115
関川村森林組合	関川村大字上関1021-3	0254-64-1249
関川村商工会	関川村大字下関110-2	0254-64-1341
関川村社会福祉協議会	関川村大字下関18-52	0254-64-0111
村上市岩船郡医師会	村上市若葉町10-7	0254-52-4666
村上地区交通安全協会	村上市南町2-3-18 (村上警察署内)	0254-52-7604
関川村土地改良区	関川村大字下関1307-5	0254-64-1459

○ 村内建設業者一覧

業 者 名	住 所	T E L	F A X
(株)渡辺組	関川村大字上関639	0254-64-1038	0254-64-0247
(株)丸弥組	関川村大字高田1518	0254-64-1352	0254-64-0375
(株)丸勝建設	関川村大字打上312-1	0254-64-1503	0254-64-0040
(株)石山建設	関川村大字下川口594-1	0254-64-2560	0254-64-2479
鈴木土建(株)	関川村大字下関437-1	0254-64-1121	0254-64-1403
伊藤工業(株)	関川村大字上関74-1	0254-64-1257	0254-64-0017
(株)大藤組	関川村大字下関126-1	0254-64-2213	0254-64-0137
(株)丸徳建設	関川村大字上関367	0254-64-1056	0254-64-1056
(有)高橋建材	関川村大字土沢667-142	0254-64-3001	0254-64-3001
(有)栄大建設	関川村大字大島89-3	0254-64-1527	0254-60-4047

○ 関川村排水設備等指定工事店一覧

(平成28年10月12日)

指定番号	会社名	住所	電話番号	FAX番号	指定年月日	有効年月日
1	(有)板垣設備	村上市天神岡384-1	0254-53-1956	0254-52-1913	H27.4.1	H32.3.31
2	(有)荒川住宅設備	村上市藤沢188-1	0254-62-4653	0254-62-5220	H27.4.1	H32.3.31
3	(株)サクマ	村上市岩船三日市2-50	0254-56-7634	0254-56-7952	H27.4.1	H32.3.31
4	伊藤工業(株)	関川村大字上関74-1	0254-64-1257	0254-64-0017	H27.4.1	H32.3.31
5	(株)平山電気商会	村上市上片町2-19	0254-52-5215	0254-52-7213	H27.4.1	H32.3.31
6	高橋電業所	胎内市黒川1069-1	0254-47-2511	0254-47-2516	H27.4.1	H32.3.31
7	(株)富樫組	村上市仲間町一枚下り639-11	0254-52-4271	0254-52-6023	H27.4.1	H32.3.31
8	さくら水道	阿賀野市蒔田655	0250-62-4649	0250-62-4672	H27.4.1	H32.3.31
9	(株)宮島工業所	胎内市東本町4-12	0254-43-3114	0254-43-3430	H27.4.1	H32.3.31
10	(株)長谷川電気工業所	村上市坂町1760-1	0254-62-3161	0254-62-5518	H27.4.1	H32.3.31
11	(株)水倉組下越支店	村上市塩町9-16	0254-53-8000	0254-53-4961	H27.4.1	H32.3.31
12	桃崎設備	胎内市桃崎浜280	0254-46-2387	0254-46-2387	H27.4.1	H32.3.31
13	(株)関川水道	新発田市日渡112	0254-27-3221	0254-27-3480	H27.4.1	H32.3.31
14	(株)横井組	村上市古渡路600	0254-53-7880	0254-53-7885	H27.4.1	H32.3.31
15	旭電工(株)	村上市塩町12-14	0254-53-4261	0254-53-2610	H27.4.1	H32.3.31
16	新菖工業(株)村上営業所	村上市山居町一丁目15-24	0254-53-2717	0254-53-0417	H27.4.1	H32.3.31
17	山和建設(株)	山形県西置賜郡小国町大字町原93-1	0238-62-3623	0238-62-5402	H27.4.1	H32.3.31
18	(有)高橋建材	関川村大字土沢789-4	0254-64-3001	0254-64-3012	H27.4.1	H32.3.31
19	(株)宮作	村上市片町4-12	0254-53-4650	0254-52-7573	H27.4.1	H32.3.31
20	(有)カタノ設備	村上市山辺里736-2	0254-52-1767	0254-52-1746	H27.4.1	H32.3.31
21	酒井電機工業(株)	村上市藤沢102	0254-62-3271	0254-62-5124	H27.4.1	H32.3.31
22	(有)須貝電器	関川村大字土沢915-1	0254-64-1088	0254-64-0388	H27.4.1	H32.3.31
23	東亜住設(株)	胎内市北本町7-9	0254-43-2328	0254-43-2504	H27.4.1	H32.3.31
24	カタノ設備	胎内市塩沢382	0254-47-2194	0254-47-2194	H27.4.1	H32.3.31
25	(有)パイプキッズ	村上市北新保636-14	0254-66-7867	0254-66-6382	H27.4.1	H32.3.31
26	(株)大田電気	村上市黒田396	0254-72-1053	0254-72-1193	H27.4.1	H32.3.31
27	(株)大堀商会	新発田市五十公野3439	0254-24-4133	0254-26-1202	H27.4.1	H32.3.31
28	(株)カエツ工業	胎内市東牧726-28	0254-47-2311	0254-47-3411	H27.4.1	H32.3.31
29	(有)加賀屋電気	関川村大字下関615	0254-64-1134	0254-64-1420	H27.4.1	H32.3.31
30	(株)オオハシ	新発田市真野原外3400	0254-41-2103	0254-41-4481	H27.4.1	H32.3.31

H29改定 関川村地域防災計画(資料編)

〔防災関係組織〕

31	(有)タカ才設備	村上市松山4-2	0254-52-7007	0254-52-7047	H27. 4. 1	H32. 3. 31
32	(株)増子工業所	新発田市富塚町1丁目2-4	0254-24-4553	0254-24-4575	H27. 4. 1	H32. 3. 31
33	(株)大藤組	関川村大字下関126-1	0254-64-2213	0254-64-0137	H27. 4. 1	H32. 3. 31
34	新発田水道工事(株)	新発田市西園町1丁目7-5	0254-22-3550	0254-22-7164	H27. 4. 1	H32. 3. 31
35	(株)小野組	胎内市西栄町2-23	0254-43-2123	0254-43-3504	H27. 4. 1	H32. 3. 31
36	ヤマト設備	村上市大代163	0254-76-2822	0254-76-2822	H27. 4. 1	H32. 3. 31
37	(株)協和管工	村上市仲間町字坂下522-3	0254-53-1883	0254-53-4085	H27. 4. 1	H32. 3. 31
38	(株)横山電機商会	村上市下助淵1342	0254-66-6108	0254-66-5972	H27. 4. 1	H32. 3. 31
39	(有)栄大建設	関川村大字大島89-3	0254-64-1527		H27. 4. 1	H32. 3. 31
40	(株)小池組	村上市宿田330-1	0254-66-5015	0254-66-5193	H27. 4. 1	H32. 3. 31
41	(有)坂上電気工事	村上市岩船駅前58-5	0254-56-6597	0254-56-6203	H27. 4. 1	H32. 3. 31
42	(株)北聖	聖籠町大字山倉295-2	0254-27-3357	0254-27-5515	H27. 4. 1	H32. 3. 31
43	さとう設備	村上市鋳物師615	0254-50-0121	0254-50-0121	H27. 4. 1	H32. 3. 31
44	(株)第一管工	胎内市東本町25-63	0254-43-4674	0254-43-4684	H27. 4. 1	H32. 3. 31
45	昭設備	村上市牧目321-1	0254-66-6826	0254-66-6826	H27. 4. 1	H32. 3. 31
46	(株)吉村電工	村上市南町2-5-25	0254-52-3213	0254-52-1566	H27. 4. 1	H32. 3. 31
47	(株)加藤組	村上市久保多町7-3	0254-53-4165	0254-52-1232	H27. 4. 1	H32. 3. 31
48	(株)木村組	村上市下助淵1543	0254-66-7189	0254-66-5301	H27. 4. 1	H32. 3. 31
49	(株)遠山組	村上市金屋1898-1	0254-62-2275	0254-62-4084	H27. 4. 1	H32. 3. 31
50	(株)丸勝建設	関川村大字打上312-1	0254-64-1503	0254-64-0040	H27. 4. 1	H32. 3. 31
51	鈴木土建(株)	関川村大字下関437-1	0254-64-1121	0254-64-1403	H27. 4. 1	H32. 3. 31
52	(有)鈴木電器	関川村大字下関596-2	0254-64-1460	0254-64-1156	H27. 4. 1	H32. 3. 31
53	(株)大進建設	村上市八日市14-6	0254-56-6259	0254-56-7065	H27. 4. 1	H32. 3. 31
54	(株)丸弥組	関川村大字高田1518	0254-64-1352	0254-64-0375	H27. 4. 1	H32. 3. 31
55	あまい住設	村上市久保多町12-10	0254-53-6605	0254-53-6605	H27. 4. 1	H32. 3. 31
56	(株)内山組	村上市肴町18-12	0254-53-4174	0254-52-7609	H27. 4. 1	H32. 3. 31
57	(株)ナカムラ	新潟市中央区米山4丁目6-12	025-241-7121	025-241-7128	H27. 4. 1	H32. 3. 31
58	小田設備	村上市塩野町871-2	0254-73-0581	0254-73-0581	H27. 4. 1	H32. 3. 31
59	(株)東北設備	村上市坪根406-35	0254-53-0605	0254-53-6232	H27. 4. 1	H32. 3. 31
60	(株)斎藤工業	村上市猿沢字上野3504-17	0254-72-1104	0254-72-1587	H27. 4. 1	H32. 3. 31
61	(株)石山建設	関川村大字下川口594-1	0254-64-2560	0254-64-2479	H27. 4. 1	H32. 3. 31
62	(株)渡辺組	関川村大字上関639	0254-64-1038	0254-64-0247	H27. 4. 1	H32. 3. 31
63	(有)日成工業	村上市仲間町624-11	0254-53-0216	0254-53-4803	H27. 4. 1	H32. 3. 31
64	N. K設備	関川村中東656-6	0254-64-0695	0254-62-7029	H27. 4. 1	H32. 3. 31
65	藤拓工業	胎内市坂井41	0254-48-3823	0254-48-3823	H27. 4. 1	H32. 3. 31

66	(有)山作	村上市山屋1715-2	0254-66-7345	0254-66-8051	H27. 4. 1	H32. 3. 31
67	(株)丸徳建設	関川村大字上関367	0254-64-1056	0254-64-2237	H27. 4. 1	H32. 3. 31
68	(有)マエダ	村上市山居町一丁目12-38	0254-60-1234	0254-52-2691	H27. 4. 1	H32. 3. 31
69	(株)瀬波空調設備	村上市瀬波浜町3-12	0254-52-3703	0254-53-4472	H27. 4. 1	H32. 3. 31
70	(有)大滝小太郎商店	村上市勝木885番地	0254-77-3140	0254-77-3027	H28. 4. 15	H32. 3. 31

〔要配慮者施設〕

○ 要配慮者施設一覧

	浸水想定区域指定済み河川	所在地	施設名称	電話	F A X	①児童福祉施設	②老人福祉施設	③身体障害者更正援護施設	④知的障害者援護施設	⑤精神障害者社会復帰施設	⑥医療提供施設	⑦幼稚園	⑧その他	備考
1	荒川	下関515-1	関川村国民健康保険 関川診療所	64-1051							⑥			
2	荒川	下関515-1	関川村保健センター	64-1051									⑧	
3	荒川	下関915	佐藤内科小児科医院	64-1047	64-0027						⑥			
4	荒川	下関1417-1	医療法人徳真会 松村歯科関川診療所	64-1201							⑥			
5	荒川	下関10-13	関川歯科診療所	64-3210							⑥			
6	荒川	下関515-10	関川村テイクアウトセンター「ふれあいの家」	64-0118	64-0114		②							
7	荒川	下関36-4	下関保育園	64-1277		①								
8	荒川	下関18-52	関川村社会福祉センター	64-0111	64-0020		②							
9	荒川	下関858	関川村学童保育所(関川小学校内)	64-1004		①								
10	荒川	上関1244-1	関川村地域活動支援センター 関川村通所作業所さくら工房	64-1400	64-1400			③	④	⑤				
11	荒川	下関125-12(辰田新)	ハティプラザ関川	64-1181	64-1182		②							
12	荒川	片貝440	地域福祉交流センター「はなみの里」	64-0363									⑧	
13	荒川	大島1118-1	大島保育園	64-1233	64-1233	①								
14	荒川	湯沢728-1	社会福祉法人村上岩船福祉会 特別養護老人ホーム「垂水の里」 関川村在宅介護支援センター垂水の里	64-2322	64-2331		②							土砂災害警戒区域(急傾斜)
15	荒川	湯沢728-7	関川愛広苑(老人保健施設)	60-4025	60-4026						⑥			
16	荒川	湯沢1862-1	関川村高齢者生活福祉センター「ゆうあい」	64-3007	64-3037		②							土砂災害警戒区域(土石流)
17	荒川	湯沢697	あらかわ憩いの家 (村上市施設H21年度全面改修)										⑧	土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜)
18	荒川	湯沢1826-2(高瀬)	ケアハウスせきかわ	64-1111	64-3303		②							
19	荒川	湯沢1826-2(高瀬)	グループホームせきかわ	64-3377	64-3377		②							
20	荒川	湯沢231-1(高瀬)	関川村老人憩いの家 むつみ荘	64-1312			②							
21		南中453-2(南中集会場)	佐藤内科小児科医院 女川診療所	64-0194							⑥			

〔救護施設・物資〕

○ 避難所施設一覧

区分	番号	避難場所	電話 FAX (0254)	住所	構造・規模等			収容 人数 (数)	浸水の有無 ○：浸水無 ×：浸水有	障害 者用ト レ・ス ロープ	テレビ	グラント (㎡)	ハリー ト との兼用	仮設住宅 予定地と の兼用	備考
					構造	校舎等 (㎡)	体育館 (㎡)								
	1	関川村就業改善センター	64-2375	下関1411-3	RC 2階	324		324	137	×		○			
	2	関川小学校	64-1004 F 64-2919	下関858	RC 3階	5,682	1,226	6,908	3,450	×	○	○	13,506	兼	
○	3	関川中学校	64-1063 F 64-3072	上関589	RC 3階	4,993	2,238	7,231	3,610	○	○	○	21,555	兼	兼
	4	せきかわふれあいど〜む	64-3636 F 64-3636	上関1239	RC、 一部鉄骨造		2,515	2,515	1,524	×	○	○			
	5	関川村村民会館 (関川村公民館)	64-2134 F 64-3019	上関1285	RC 2階	1,520	2,145	3,665	1,945	×	○	○			
○	6	土沢ふれあい自然の家	64-1049 F 64-1078	土沢552-1	RC 3階	1,841	630	2,471	1163	○		○	7,620	兼	
○	7	おおいし自然館	64-1142 F 64-1142	大石1080	RC 2階	457		457	194	○					
○	8	レストハウス大石	64-2209 F 64-2209	大石1080	RC 2階	353		353	150	○		○			
○	9	大石ゲームセンター	64-2251	大石404-3	鉄骨造	85		85	36	○					長期不可
	10	安角ふれあい自然の家	64-1232 F 64-1378	安角402-3	RC 2階、 鉄骨造	1,239	634	1,873	910	○		○	10,006	兼	
○	11	九ヶ谷地区ふるさと会館	64-0906	片貝82-4	鉄骨造・木 造	246		246	104	○		○			
○	12	片貝ふれあい自然の家	64-1231 F 64-1231	片貝265-2	鉄骨造 2階	763		763	324	○				兼	
○	13	金丸ふれあい自然の家	64-2422 F 64-2422	金丸118-5	RC 2階・ 鉄骨	711		711	302	○					土砂災害警戒 区域(土石流)
○	14	川北ふれあい自然の家	64-1115 F 64-1163	小見140	RC 3階、 鉄骨造	1,808	500	2,308	1070	○		○	3,917	兼	
	15	高田地区ふるさと会館	64-0835	高田32-1	木造	188		188	80	×					
○	16	女川地区ふるさと会館	64-0126	上野新128-1	RC	358		358	152	○		○			
○	17	光兎こども館	64-2006	上野新130-2	木造	238		238	101	○		○			
○	18	女川体力づくりセンター	64-0228	若山236-1	木造、鉄骨 造	1,432	776	2,208	1078	○					
○	19	田麦千刈地区生活改善セ ンター	64-0229	中東1340-32	木造	92		92	39	○					
○	20	女川ふれあい自然の家	64-0504 F 64-3030	南中306	RC 3階、 鉄骨造	1,562	684	2,246	1077	○		○	6,370	兼	

(注) 区分の欄中、○印については「洪水時避難場所」を示す。なお、※印の施設については、洪水時のみ避難場所として使用するものとする。

○ 福祉避難所施設一覧

区分	番号	避難場所	電話 FAX (0254)	住所	構造・規模等			収容 人数 (数)	浸水の有無 ○：浸水無 ×：浸水有	障害 者用ト イレ・ス ロープ	テレビ	グラント (㎡)	ヘルプ・ト との兼 用	仮設住 宅予定 地との 兼用
					構造	校舎等 (㎡)	体育館 (㎡)							
	1	テ・イ・ヒセンター「ふれあいの家」	64-0118 F64-0114	下関515-1	RC	424		424	25	×	○	○		
	2	高齢者生活福祉センター「ゆうあい」	64-3007 F64-3165	湯沢1862-1	鉄骨造	993		993	50	×	○	○		

(注) 区分の欄中、○印については「洪水時避難場所」を示す。なお、※印の施設については、洪水時のみ避難場所として使用するものとする。

○ 災害時緊急備蓄物資等数量

保管場所	主食(乾パン・アルファ米)	飲料水(2ℓ)	毛布(配備済)	サバイバルフーズ	プライバシーウオール	ポータブルトイレ	簡易トイレ(ダンボール組立式)	断熱マット	マットレス	除菌紙	一般用マスク	活動用防塵マスク	紙コップ	紙皿・トレイ	担架	医薬品セット
	食	本	枚	個	個	台	個	巻	枚	枚	枚	枚	個	枚		
役場																2
下関水防倉庫				90	4	2						400	1,500	100	1	
関小学校							10		2							
土沢ふれあい自然の家							10		2							
安角ふれあい自然の家							10		2							
川北ふれあい自然の家							10		2							
関川中学校(備蓄倉庫)	1,140	360	380			4	120	20	5	2,400	400					
女川体力づくりセンター							10	10	2	2,400	400					
計	1,140	360	380	90	4	6	170	30	15	4,800	800	400	1,500	100	1	2

○ 村内医療機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号
関川村国民健康保険 関川診療所	関川村大字下関515―1	0254―64―1051 (FAX 0254-64-3187)
佐藤内科小児科医院	関川村大字下関915	0254―64―1047 (FAX 0254-64-0027)
佐藤内科小児科医院 女川診療所	関川村大字南中453―2	0254―64―0194
医療法人徳真会 村松歯科関川診療所	関川村大字下関1417―1	0254―64―1201
関川歯科診療所	関川村大字下関10 - 13	0254―64―3210

○ 村内薬局一覧

名 称	所 在 地	電話番号
せきかわ調剤薬局	関川村大字下関896番地	0254―60―4555 (FAX 0254-60-4550)

〔消防・水防関係〕

○ 消防水利の現況

(平成29年4月1日現在)

消火栓		防 火 水 槽								井戸	その他		
		100m ³ 以上		60~100m ³		40~60m ³		20~40m ³			河川溝等	プール	その他
公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設				
119	—	—	—	—	—	98	1	8	1	—	7	9	5

※平成29年度消防防災・震災対策現況調査より

○ 水防倉庫別水防用資器材備蓄状況一覧

河川名	補助・自営別	備蓄場所	資 器 材																
		大 字	布袋類	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	ビニールシート	ロープ	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鎌	ペンチ	鋸	鉋	しの	カッター
荒川	自	下 関	5,700	240	200	50	59	7	50	25	7	2	5	3	4	10	30	7	4
女川		上野新	1,570	120	200	50	27		30		3		3		3	5	5		3
計			7,270	360	400	100	86	7	80	25	10	2	8	3	7	15	35	7	7

○ 村内観測所一覧

1 一般雨量観測所

水系名	荒川	荒川	荒川	荒川	荒川	荒川	荒川
河川名	荒川	大石川	西俣川 (荒川)	大石川	西俣川 (荒川)	荒川管内	女川
管理区分	国・河川	国・河川	国・河川	国・河川	国・河川	気象庁	国・河川
観測所名	上関	大石ダム	西俣	千鶴	杵差	下関	女川

2 指定水位観測所

河川名 指定水位	観測所名	堤防高	量水標 管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	観測員	普通自記 の別	連絡先電話
荒川	上関	10.94	羽越河川国道 工事事務所	3.60	4.30	羽越河川国道 工事事務所	自記	自動電話応答 (0254-64-1635)
荒川	鷹ノ巣	53.60	新潟県村上 地域振興局	48.60	49.53	新潟県村上 地域振興局	自記	自動電話応答 (0254-52-1879)

3 一般風速計設置箇所

観測所名	自記普通別	所属	備考
下関	普通	関川村	関川村役場 (0254-64-1476)
下関	普通	気象庁	気象庁アメダス

4 地震観測所

観測所名	自記普通別	所属	備考
下関	普通	新潟県	関川村役場 (0254-64-1476)
関川	普通	防災科学技術研究所	女川体力づくりセンター (0254-64-0228)

〔輸送関係〕

○ ヘリポート適地の選定基準

区分	ヘリポート選定の目安	左の基準に対応可能機種
小型	<p>離着陸 地帯 緩衝地帯</p> <p>20m×20m 40m×40m 500m 進入角 7°</p>	陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m OH-6 機体長 9.30m 県警察本部 はるかぜ 機体長 13.70m 新潟県 BK117C-2 機体長 13.03m ドクターヘリ
中型	<p>離着陸 地帯 緩衝地帯</p> <p>30m×30m 50m×50m 500m 進入角 6°</p>	陸上自衛隊 UH-1J 機体長 17.44m UH-60JA 機体長 19.76m 海上自衛隊 UH-60J 機体長 19.76m 航空自衛隊 UH-60J 機体長 19.76m 海上保安庁 らいちょう 機体長 17.70m 日本海 機体長 17.40m 県警察本部 こしかぜ 機体長 16.20m としかぜ 機体長 17.10m 県危機対策課 はくちょう 機体長 16.00m
大型	<p>離着陸 地帯 緩衝地帯</p> <p>50m×50m 100m×100m 500m 進入角 6°</p>	陸上自衛隊 CH-47JA 機体長 30.18m 海上自衛隊 MH-53E 機体長 30.20m 航空自衛隊 CH-47J 機体長 30.18m

(注) この基準は、国土交通省及び防衛庁の定めた(認めた)基準とは異なり、個々の機関における機種に対する基準を考慮し、新潟県における災害時のヘリポート適地を把握するため目安として定めたものである。(同一機種でも運航する機関によって基準が異なる場合もある。)

「選定に当たって考慮すべき事項」

- 1 勾配
十分に平坦であり、最大勾配は5% (4.5°) 未満であること。
- 2 離着陸地帯及び緩衝地帯には、障害物や吹き飛ばすような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。
- 3 広さが基準以下の場合にはヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ、吊り上げ又は投下等の措置を実施することがある。
- 4 新潟県地域防災計画に記載されているヘリコプター活動を考慮し、運用に適した場所を指定する。
- 5 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

○ヘリポート適地一覧

(平成20年4月1日現在)

施設	幅×長さ (m)	住所地	施設代表者 又は責任者	電話番号 (FAX番号)	避難場所 との兼用	仮設住宅 建設予定 地と兼用
関川小学校グラウンド	80×100	関川村大字下関858	校長	0254-64-1004 (0254-64-2919)	兼	
関川中学校グラウンド	100×120	〃 大字上関589-2	校長	0254-64-1063 (0254-64-2563)	兼	
関川村スポーツ公園	100×190	〃 大字下関1331- 12地先	教育長	0254-64-1441 (0254-64-0079)		
わかぶな高原スキー場 駐車場	70×70	〃 沼132-2	㈱わかぶ な高原	0254-64-0330 (0254-64-0339)		
安角ふれあい自然の家 グラウンド	110×37	〃 安角402-3	教育長	0254-64-1231 (0254-64-1231)	兼	
土沢ふれあい自然の家 グラウンド	80×40	〃 土沢553	教育長	0254-64-1231 (0254-64-1231)	兼	
川北ふれあい自然の家 グラウンド	80×35	〃 小見140	教育長	0254-64-1231 (0254-64-1231)	兼	

航空自衛隊 新潟救助隊 関川村場外離着陸場(離着陸訓練時使用 平成20年7月1日～)

施設	広さ/	所在地	緯度・経度	標高
大石ダム手前①	30×20m/土	関川村大字大石	N 38° 01' 94" E 139° 34' 25"	550ft
大石ダム手前②	40×25m/土、砂利	〃 大石	N 38° 01' 97" E 139° 34' 32"	539ft
大石オートキャンプ場駐車場	22×25m/アスファルト	〃 大石	N 38° 01' 97" E 139° 34' 66"	716ft
大石ダム自然館駐車場	25×40m/アスファルト	〃 大石	N 38° 01' 88" E 139° 33' 98"	700ft
金丸ふれあい自然の家	30×20m/グラント	〃 金丸	N 38° 03' 35" E 139° 40' 22"	378ft
片貝ふれあい自然の家	60×40m/グラント	〃 片貝	N 38° 03' 88" E 139° 37' 31"	287ft
わかぶな高原スキー場	1500×1000m/草地、アス ファルト(駐車場)	〃 沼	N 38° 03' 24" E 139° 38' 68"	1083ft
土沢地内残土置き場	300×150m/土、砂利、 ホサ	〃 土沢	N 38° 05' 11" E 139° 32' 34"	218ft
関川村スポーツ公園東	調査中/土、砂利、ホサ	〃 下関	N 38° 05' 37" E 139° 34' 04"	120ft
畑鉦山跡地	調査中/土	〃 畑	調査中	調査中

〔各種協定等〕

○ 災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期すため、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具、その他職員の派遣等の種類及び数量
- (3) 必要とする期間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定成立の日から3年とする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに協定市町村のいずれかから、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次3年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

別表


村上市 関川村 村上市 神林村 朝日村 山北町 粟島浦村

平成8年4月1日

村上市
村上市長

若林久徳 


関川村
関川村長

鈴木久司 

荒川町
荒川町長

金子好 


神林村
神林村長

佐藤末吉 


朝日村
朝日村長

中山与志夫 

山北町
山北町長

板垣実 

粟島浦村
粟島浦村長

神丸保 

○ 村上市・関川村消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法第21条の規定に基づき村上市（以下、「甲」という。）と関川村（以下、「乙」という。）との消防相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災又はその他の災害が発生した場合、甲、乙相互の消防力を活用して、火災又は災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援活動)

第3条 前条の目的を達成するため、別表に定める区域で火災が発生した場合、甲、乙の要請を待たずに消防隊、その他必要な人員機械資材（以下、「応援隊」という。）を相互に出動させ、直ちに応援活動させるものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 応援隊の派遣は、原則として別表に定める応援出動計画のとおりとする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。また、火災発生を覚知した場合に自動的に出動するものであるが、甲、乙両者は相互に火災発生を通報しあうものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、原則として火災現場本部の当該長又は、その代理者の指揮に従うものとする。ただし、災害の状況その他やむをえない事情があるときは、応援隊の長の指揮によるものとする。

(活動報告)

第6条 応援隊の長は、その活動について、すみやかに現場本部の長に報告するものとする。

(訓練等)

第7条 この協定を円滑に実施するため、随時訓練を行うことができる。

(応援に要した費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担するもの

- ア 応援出動によって消費した燃料等の費用
- イ 応援出動によって消防団員が災害を受けた場合の災害補償費

(2) 被応援側が負担するもの

- ア 応援出動によって支払われる消防団員の諸手当等は、被応援側の消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づく額とする。
- イ 応援出動によって消防車両及び機械器具に物損事故が発生した場合の損害補償費
- ウ 応援出動が長時間にわたる場合の炊き出し費用

(協定の運用)

第9条 この協定の運用について疑義が生じたときは、甲、乙両者が協議して決定するものとする。

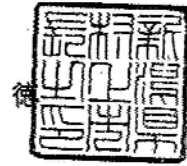
附 則

この協定は平成14年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成14年4月1日

甲 村上市長 若 林 久



乙 関川村長 平 田 大



別表

第3条第1号の規定による応援区域

甲の応援区域	乙の応援区域
関川村大字中束（田麦千刈）	村上市大字大栗田

応 援 出 動 計 画

区分	火 災 発 生 集 落 名	応援出動する消防団等				
		消防団名	分団名	ポンプ台数	小型ポンプ付 積 載 車 台 数	ポンプ車
甲	大 栗 田	関川村	第3分団	7	2	1
乙	田 麦 千 刈	村上市	第4分団 第16部		1	

○ 災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）、関川郵便局（以下「乙」という。）及び関川村内特定郵便局（以下「丙」という。）は、関川村の地域内に発生した、地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲、乙、及び丙が相互に協力をし、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

第2条 甲、乙及び丙は、関川村の地域内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策
- （2） 甲が所有又は管理する施設及び用地の提供
- （3） 乙、丙が所有又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （4） 甲、乙又は丙が収集した被災村民の避難先及び被災情報の相互提供
- （5） 避難所等における臨時郵便差出箱の設置
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めるものとする。

（関川村災害対策本部への参加）

第4条 甲は、関川村災害対策本部への職員の派遣を乙、丙に対して要請することができる。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じた場合は、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害時情報連絡体制の整備）

第6条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙、丙は、甲等の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては関川村役場総務課長、乙においては、関川郵便局長、丙においては、越後大島駅前郵便局長、越後女川郵便局長とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議し決定す

る。

この協定の締結を証するため、この協定書4通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成10年3月2日

甲 関 川 村 長

鈴木久司 

乙 関 川 郵 便 局 長

伊藤貞夫 

丙 越後大島駅前郵便局長

佐藤隆平 

丙 越後女川郵便局長

大島文雄 

○ 災害時の応援業務に関する協定書（村建設業協会）

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、関川村地域防災計画に基づき、関川村が関川村建設業協会に対し、村域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援要請をするときの必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 関川村長（以下「甲」という。）及び関川村建設業協会長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) パトロール及び情報収集
- (2) 災害対策用資材の提供及び斡旋
- (3) 村管理公共施設の被災状況の調査
- (4) 村管理公共施設における障害物の除去
- (5) 施設被害の応急対策工事
- (6) 応急仮設住宅の建設
- (7) 前各号に定めるものの他、特に必要な応急業務

(応援要請の手続き)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請を行い、その後すみやかに文書を提出するものとする。

ただし、前条第1号については別に定める出動基準に基づき業務を実施するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 関川村地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (4) その他必要な事項

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

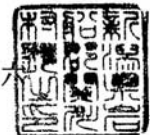
(適用)

第9条 この協定は、平成18年5月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月8日

甲 関川村長 平田大



乙 関川村建設業協会
会長 渡辺大志郎



災害時の応援業務に関する協定書第4条に係る出動基準について

- 1 原則として、乙は甲の要請で、出動するものとする。
- 2 甲の要請を待たずに乙が自発的に出動する場合は以下のとおりとし、パトロール及び情報収集を行い、速やかに報告を行うものとする。
 - (1) 甲の勤務時間外の場合
 - (2) 地震などの発生時で、緊急的な対応が必要な場合。(震度4以上の地震発生時は、被災の有無にかかわらず、パトロール及び情報収集を行う。)
 - (3) 地元住民などからの通報で、緊急的に現地の調査を行う場合。
- 3 調査範囲、内容、報告書様式、連絡体制はあらかじめ定めるものとする。
- 4 乙は自発的に出動した場合は、速やかにその旨報告するものとする。
これを受け、甲は速やかに指示書の交付を行うものとする。

○ 災害時の応援業務に関する協定書(県測量設計業協会)

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、関川村地域防災計画に基づき、関川村(以下「甲」という。)と社団法人新潟県測量設計業協会(以下「乙」という。)との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、関川村内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

(要請に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 村管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 村管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(協力体制の整備改善)

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図れるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障が来たさないよう、常に点検及

び改善に努めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

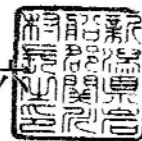
この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年9月1日

甲 岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長

平田大



乙 新潟市中央区白山浦1-621-22
社団法人新潟県測量設計業協会

会長

古川征夫



〔災害危険箇所〕

○ 地すべり危険箇所

1 地すべり危険箇所数

国土交通省				林野庁				農村振興局		
箇所数	面積 (ha)	保全対象		箇所数		計	民有林 面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	保全対象 人家
		人家	公共建物	国有林	民有林					
1	24.6	22	1	—	11	11	496.9	1	12.40	13

- (1) 国土交通省所管分について： 「平成10年度地すべり危険箇所調査表」(砂防課)による。
 (2) 林野庁所管分について： 「山地災害危険地区一覧表」(新潟県治山課・平成26年度末現在)による。
 (3) 農林水産省農村振興局所管分について： 「地すべり防止区域指定地区及び事業一覧表(農村振興局)平成26年度」による。

2 地すべり危険箇所一覧(国土交通省所管分)

整理番号	箇所名	大字小字 等地名	面積(ha)	保全対象	
				人家戸数	公共建物
581.01	沼	沼	24.6	22	1

3 地すべり危険箇所一覧(林野庁所管分)

整理番号	箇所名	大字小字 等地名	面積(ha)	保全対象	
				人家戸数	公共建物
581-0001	ヤチ田	蛇喰ヤチ田	16.00	26	1
581-0002	大林	中東大林	11.53	0	0
581-0003	ヨシ池	中東ヨシ池	10.72	0	0
581-0004	中東	中東山田	13.92	52	1
581-0005	池ノ沢	下関大沢	21.10	0	0
581-0006	大内渕	大内渕鷹の巣	31.19	8	0
581-0007	沼	沼道端	96.46	12	0
581-0008	金丸道	沼金丸道	160.00	12	0
581-0009	朴坂1	朴坂ウラ山	22.00	23	1
581-0010	桂	桂	27.00	21	0
581-0011	上川口・下川口	上川口・下川口	87.00	22	0

4 地すべり危険箇所一覧(農村振興局所管分)

整理番号	箇所名	大字小字 等地名	面積(ha)	保全対象 (箇所)
(518)	上関	上関	12.40	13

箇所番号()表示は法規制なし

○ 土石流危険渓流

1 土石流危険渓流数

土石流危険渓流Ⅰ		土石流危険渓流Ⅱ		土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ	
箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数
	人家戸数		人家戸数		人家戸数
30	246	15	28	—	—

土石流危険渓流について（国土交通省所管）

- (1) 平成11年度から平成14年度に実施した新潟県内の土石流危険渓流に関する調査結果による（砂防課）
- (2) 「土石流危険渓流Ⅰ」とは、土石流危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある区域に流入する渓流
- (3) 「土石流危険渓流Ⅱ」とは、土石流危険区域内に人家がⅠ～4戸ある区域に流入する渓流
- (4) 「土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ」とは、土石流危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる区域に流入する渓流

2 土石流危険渓流一覧

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	大字小字 等地名	保全対象
					人家戸数
1581-I-01	荒川	女川	桂川	桂	23
1581-I-02	荒川	女川	木落沢	朴坂	12
1581-I-03	荒川	女川	岸沢	南中	5
1581-I-04	荒川	女川	大沢	蛇喰	12
1581-I-05	荒川	藤沢川	中束川	中束	15
1581-I-06	荒川	藤沢川	柿ノ木沢	千刈	2
1581-I-07	荒川	藤沢川	田麦沢	田麦	5
1581-I-08	荒川	藤沢川	上山沢	中束	10
1581-I-09	荒川	女川	吉ノ沢	小和田	6
1581-I-10	荒川	荒川	トンビ沢	松平	11
1581-I-11	荒川	荒川	湯蔵川	湯沢	10
1581-I-12	荒川	中ノ沢川	カマ沢	湯沢	8
1581-I-13	荒川	中ノ沢川	清水沢	沢	11
1581-I-14	荒川	中ノ沢川	マタギ沢	沢	9
1581-I-15	荒川	中ノ沢川	水沢	沢	5
1581-I-16	荒川	中ノ沢川	砥沢	金丸	2
1581-I-17	荒川	荒川	田ノ沢川	片貝	11
1581-I-18	荒川	大石川	宮ノ沢	上川口	8
1581-I-19	荒川	大石川	家ノ前沢	安角	1
1581-I-20	荒川	大石川	大溝川	安角	13
1581-I-21	荒川	大石川	大石小川	大石	20
1581-I-22	荒川	大石川	鮎谷川	鮎谷	5
1581-I-23	荒川	大石川	久保川	久保	6

H29改定 関川村地域防災計画(資料編)

〔災害危険箇所〕

1581-I-24	荒川	赤谷川	岩波沢	内須川	4
1581-I-25	荒川	鍬江沢川	ニダイ林沢	山本	6
1581-I-26	荒川	幾地川	下水上沢	幾地	6
1581-I-27	荒川	幾地川	上水上沢	幾地	5
1581-I-28	荒川	鍬江沢川	浦ノ沢川	上土沢	7
1581-I-29	荒川	鍬江沢川	深沢	下土沢	1
1581-I-30	荒川	鍬江沢川	水頭沢	下土沢	7
1581-II-01	荒川	女川	ワキノ沢	朴坂	1
1581-II-02	荒川	女川	南中	南中	1
1581-II-03	荒川	女川	男沢	蛇喰	2
1581-II-04	荒川	女川	蛇喰	蛇喰	4
1581-II-05	荒川	藤沢川	コグラソ	中束	3
1581-II-06	荒川	藤沢川	水上沢	千刈	2
1581-II-07	荒川	藤沢川	オブスナ沢	千刈	2
1581-II-08	荒川	女川	オフトウ沢	大和田	2
1581-II-09	荒川	中ノ沢川	湯沢	湯沢	2
1581-II-10	荒川	中ノ沢川	湯沢東沢	湯沢	3
1581-II-11	荒川	荒川	砂子沢	片貝	1
1581-II-12	荒川	荒川	片貝沢	片貝	1
1581-II-13	荒川	大石川	大沢	蔵田島	2
1581-II-14	荒川	小川	向山沢	金俣	1
1581-II-15	荒川	大石川	中ノ沢	鮎谷	1

○ 急傾斜地崩壊危険箇所

1 急傾斜地災害関係危険箇所数

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ		急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	
箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数
	人家戸数		人家戸数		人家戸数
23	129	6	15	—	—

急傾斜地崩壊危険箇所について（国土交通省所管）

- (1) 平成11年度から平成14年度に実施した新潟県内の急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果による（砂防課）
- (2) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」とは、被害想定区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある箇所
- (3) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ」とは、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所
- (4) 「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ」とは、被害想定区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

斜面	箇所番号	箇所名	大字小字 等地名	保全対象
				人家戸数
自然	I-581.004(0027)	下川口	下川口	6
自然	I-581.005(0028)	上川口	上川口	7
自然	I-581.006(0029)	安角	安角	0
自然	I-581.008(0031)	鮎谷	鮎谷	13
自然	I-581.009(0032)	久保	久保	5
自然	I-581.010(0033)	蔵田島	蔵田島	8
自然	I-581.012(0035)	南赤谷	南赤谷	7
自然	I-581.013(0036)	内須川	内須川	5
自然	I-581.014(0037)	下土沢	土沢	5
自然	I-581.016(0039)	幾地1	幾地	5
自然	I-581.018(0041)	朴坂	朴坂	5
自然	I-581.019(0042)	南中	南中	6
自然	I-581.021(0044)	中束1	中束	7
自然	I-581.022(0045)	田麦	中束	5
自然	I-581.023(0046)	波走	小和田	5
自然	I-581.025(0048)	松ヶ丘	小見	6
自然	I-581.026(0049)	湯沢	湯沢	7
自然	I-581.029(0052)	中束2	中束	6
自然	I-581.030(0053)	湯蔵	湯沢	9
自然	I-581.032(0055)	聞出	聞出	5
自然	I-581.033(1777)	鷹ノ巣	湯沢	0
自然	I-581.034(1778)	沼団地	片貝	6
自然	I-581.035(1779)	檜木新田	檜木新田	1

自然	Ⅱ-581.001(0030)	金俣	金俣	4
自然	Ⅱ-581.002(0038)	上土沢	上土沢	3
自然	Ⅱ-581.003(0047)	小和田	小和田	2
自然	Ⅱ-581.004(2383)	内須川2	南赤谷	3
自然	Ⅱ-581.005(2384)	蔵田島2	蔵田島	1
自然	Ⅱ-581.006(2385)	鮎谷2	鮎谷	2

○ 山地災害危険地区

1 山地災害危険地区数

山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区				地すべり危険地区			
箇所数		計	民有林 面積(ha)	箇所数		計	民有林 面積(ha)	箇所数		計	民有林 面積(ha)
国有林	民有林			国有林	民有林			国有林	民有林		
—	16	16	91.0	12	71	83	65.3	—	11	11	496.9

山地災害危険地区について(林野庁所管)

(1) 「山地災害危険地区一覧表」(新潟県治山課・平成26年度末現在)による

○ 土砂災害警戒区域等

1 土砂災害警戒区域の指定数

土砂災害危険箇所数	基礎調査実施箇所数	土砂災害警戒区域の指定数								指定状況
		急傾斜		土石流		地すべり		小計		
			特別		特別		特別		特別	
84	123	51	43	58	26	14	—	123	69	完了

(平成29年1月31日現在)

2 土砂災害警戒区域等一覧

所在地	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
上川口	ビクニ沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
上川口	上川口	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
上川口	上川口・檜木新田(H25)	地すべり	2016/9/13	—
上川口	宮ノ沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
上関	上関	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
上関	上関	地すべり	2014/2/25	—
下川口	下川口(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
下川口	下川口(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
中東	オブスナ沢	土石流	2013/2/5	—
中東	コグラソ	土石流	2013/2/5	—
中東	上山沢	土石流	2013/2/5	—
中東	中東	地すべり	2013/2/5	—
中東	中東川	土石流	2013/2/5	—
中東	中東(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中東	中東(1)	土石流	2013/2/5	—
中東	中東(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中東	中東(3)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中東	中東(4)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中東	中東(5)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中東	中東(6)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中東	中東(7)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中東	千刈	地すべり	2016/9/13	—
中東	大林	地すべり	2013/2/5	—
中東	柿ノ木沢	土石流	2013/2/5	—
中東	水上沢	土石流	2013/2/5	—
中東	田麦沢	土石流	2013/2/5	—
中東	田麦(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中東	田麦(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	—
久保	下沢	土石流	2011/3/11	—
久保	久保	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
八ツ口	八ツ口(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
八ツ口	八ツ口(1)	土石流	2016/10/7	—

H29改定 関川村地域防災計画(資料編)
〔災害危険箇所〕

八ツロ	八ツロ(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	—
八ツロ	八ツロ(2)	土石流	2016/10/7	2016/10/7
八ツロ	八ツロ(3)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
八ツロ	八ツロ(H25)	地すべり	2016/10/7	—
内須川	内須川	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
内須川	内須川(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
内須川	岩波沢	土石流	2011/3/11	—
南中	オ宮ノ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
南中	南中	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
南中	岸沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
南赤谷	南赤谷沢	土石流	2012/2/14	—
南赤谷	南赤谷(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
南赤谷	南赤谷(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
土沢	上土沢	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
土沢	下土沢(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
土沢	下土沢(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
土沢	水頭沢	土石流	2012/2/14	—
土沢	浦ノ沢川	土石流	2012/2/14	2012/2/14
土沢	深沢	土石流	2012/2/14	2012/2/14
大内渚	大内渚	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	—
大内渚	峰沢	土石流	2014/2/25	—
大内渚	金堀	地すべり	2014/2/25	—
大石	大石小川	土石流	2011/6/14	2011/6/14
安角	大溝川	土石流	2010/9/21	—
安角	安角	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
安角	安角(H25)	地すべり	2016/9/13	—
安角	小田ノ沢	土石流	2010/9/21	—
小和田	オフドウ沢	土石流	2011/3/11	—
小和田	小和田	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
小和田	小和田(H25)	地すべり	2016/9/13	—
小和田	波走	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
小和田	赤滝沢	土石流	2011/3/11	—
小見	松ヶ丘	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
山本	ニダイ林沢	土石流	2011/6/14	2011/6/14
幾地	上水上沢	土石流	2010/9/21	—
幾地	下水上沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
幾地	幾地	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	ワキノ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	木落沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	朴坂	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	朴坂①(H25)	地すべり	2016/9/13	—
朴坂	西山川	土石流	2010/9/21	2010/9/21
桂	桂(H25)	地すべり	2016/9/27	—
桂	桂川	土石流	2011/6/14	—
檜木新田	檜木新田	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
沼	沼(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(1)	土石流	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(1)	地すべり	2016/10/7	—
沼	沼(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7

沼	沼(2)	土石流	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(2)	地すべり	2016/10/7	—
湯沢	カマ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	マタギ沢	土石流	2011/6/14	—
湯沢	水沢	土石流	2011/6/14	—
湯沢	清水沢	土石流	2011/6/14	—
湯沢	湯沢小沢	土石流	2010/9/21	—
湯沢	湯沢東沢 - 1	土石流	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢東沢 - 2	土石流	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢(1)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢(2)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢(3)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯蔵	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯蔵川	土石流	2010/9/21	—
湯沢	鷹ノ巣	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
滝原	トンビ沢	土石流	2011/6/14	2011/6/14
片貝	岩船発電所	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
片貝	沼団地	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
片貝	片貝沢	土石流	2011/6/14	—
片貝	田ノ沢	土石流	2011/6/14	—
片貝	砂子沢	土石流	2011/6/14	2011/6/14
聞出	聞出(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
聞出	聞出(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
蔵田島	大沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
蔵田島	蔵田島	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	—
蔵田島	蔵田島(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
蔵田島	蔵田島(3)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
蛇喰	ヤチ田	地すべり	2013/2/5	—
蛇喰	大沢	土石流	2013/2/5	—
蛇喰	男沢	土石流	2013/2/5	—
蛇喰	蛇喰	土石流	2013/2/5	—
金丸	砥沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
金俣	スリナシ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
金俣	向山沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
金俣	小川	土石流	2010/9/21	2010/9/21
金俣	金俣	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	スゲタ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	中ノ沢	土石流	2010/9/21	—
鮎谷	鮎谷川	土石流	2010/9/21	—
鮎谷	鮎谷(1)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	鮎谷(2)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	鮎谷(3)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21

○ 雪崩危険箇所

1 なだれ発生危険箇所数

国土交通省				林野庁		
雪崩危険箇所Ⅰ		雪崩危険箇所Ⅱ		雪崩危険箇所Ⅲ	箇所数 (国有林)	箇所数 (民有林)
箇所数	人家戸数	箇所数	人家戸数			
15	124	4	9	—	—	17

国土交通省所管分について

- (1) 「平成12年度調査(平成16年度公表)雪崩危険箇所調査表」(砂防課)による
- (2) 「雪崩危険箇所Ⅰ」とは、雪崩危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある箇所
- (3) 「雪崩危険箇所Ⅱ」とは、雪崩危険区域内に人家が1~4戸ある箇所
- (4) 「雪崩危険箇所Ⅲ」とは、雪崩危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

林野庁所管分について

「なだれ危険箇所調査(平成24年度末現在):治山課」による

2 雪崩危険箇所一覧(国土交通省所管分)

調査番号	位置		発生危険箇所の状況					保全対象					防 止 施 設	備 考		
			斜面の傾斜度	斜面の方位	植生	発生の状況		避難勧告の有無	人家		公共的施設	その他施設			道路	見通し角
	豪雪	その他				戸	人									
1	金丸	下ノ沢	45	北東	3	○		有	6	25	1	1	村 150	37	階段工 4列 270m	金丸部落内線
2	金丸	下ノ沢	45	北東	3	○		無	10	39	1		村 150	34	柵工 59基 階段工 3列17.3m	金丸本通り線
3	金丸	下ノ沢	43	北東	3	○		無			1	1	村 150 鉄道843	24		一般国道 113号線
4	片貝	上野	34	北西	3	○		無	7	26			村 100	25		
5	沼	花見山	37	西	3	○		無	3	8			村 300	30	柵工 1列 18m	片貝畑線
6	鮎谷	天神前	44	南東	3	○		無					村 70	30		
7	鮎谷	川端	45	南東	1	○		無					県 100	33	柵工 1列 18m	六本杉金俣線
8	下川口	裏山	39	西	2			無					県 100	32	柵工 1列 18m	黒俣越後下関 停車場線
9	湯沢	中ノ沢	47	北西	1	○		無					村 50	25	柵工 1列 14m	
10	湯沢	中ノ沢	47	南東	1	○		無					村 50	25	柵工 1列 14m	
11	湯沢	下山	34	南西	1	○		無	2	7			県 100	20		高田湯沢線
12	中東	大沢	29	南	3	○		無	3	10			村 200	20		
16	片貝	高置場		北	3	○		無			1			24		発電所
17	片貝	砂子平		北	3	○		無			1			24		発電所
18	片貝	砂子平		北西	3	○		無			1			24		発電所
19	大内淵	鷹ノ巣		北	3	○		無					村 100			

21	下川口	東山	40	西	3	○		無	1	4			村	80	30		下川口部落内線
22	湯沢	湯沢	39	西北	2	○		無	1	4			村	100	33		湯沢上関線
23	片貝	嬉ガコ	50	北東	3	○		無					村	300	35	階段工 2列 266m	
	計	19カ所															

3 雪崩危険箇所一覧(林野庁所管分)

調査番号	土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規則等の状況					施工状況 (なだれ防災関係)		危険度等			備考
	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査等の箇所	新規追加の箇所	保安林等	すべり防止区域地	山地災害危険地区	急傾斜地崩壊危険区域	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象重要度	危険箇所の危険度	
1	○			○					な		○			概成		b	H	A	人家6戸、村道、土木雪崩点検箇所
2	○			○					な		○			概成		b	H	A	人家10戸、村道、土木雪崩点検箇所
3	○			○							○					b	H	A	国道、村道、JR駅
4	○			○												c	H	B	人家7戸、村道、土木雪崩点検箇所
5	○			○							○			概成		c	H	B	人家2戸、村道
6	○			○												d	L	C	村道のみ
7	○			○												b	L	C	村道のみ
8	○			○					土崩		○			未成	完成(柵)	b	M	B	県道のみ
11	○			○					落石		○			未成		b	H	A	人家2戸、県道
12	○			○												c	H	B	人家7戸、村道、土木雪崩点検箇所
16	○			○												c	H	B	村道、発電所、土木雪崩点検箇所
17	○			○							○			未成		b	H	A	私道のみ
18	○			○							○					b	H	A	私道のみ
19	○			○					な							b	L	C	市道のみ
21	○			○							○					d	H	C	人家1戸、村道
22	○			○							○					b	H	A	人家1戸、村道
24	○			○					土流		○			未成	完成(柵)	b	M	B	県道のみ

(太字は重点点検箇所)

○ 重要水防箇所一覧

1 国管理(羽越河川国道事務所 平成27年度 荒川重要水防箇所巡視箇所)

河川名	位 置				重要度 A	重要度 B	要注意 区間	現 況	予想される 危険	対策水防工法
	大字	自(河口から)	～	至						
荒川(左岸)	貝附～大島	9.75km+132m	～	11.25km		1,402m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
〃	小見～上関	14.25km	～	14.75km		452m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
〃	上関	15.25km	～	15.75km		493m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
〃	上関	16.5km+50m	～	17.25km		819m		水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
〃	上関	17.25km	～	17.5km		367m		流下能力不足 水衝部・洗掘	堤防決壊	積み土のう工 蛇籠張工、木流し工
〃	上関～下川口	17.5km	～	17.75km		441m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
〃	上関～下川口	17.75km+99m	～	17.75km+217m		118m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
荒川(右岸)	大島	10.25km+14m	～	10.25km+100m		86m		流下能力不足	堤防決壊	積み土のう工
〃	大島	10.25km+100m	～	10.75km+200m		562m		流下能力不足 法崩れ	堤防決壊	積み土のう工 蛇籠張工、木流し工
〃	大島	10.25km+200m	～	10.75km+246m		46m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
〃	大島	10.75km+246m	～	10.75km+321m		75m		漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
〃	大島	10.75km+321m	～	11.0km		298m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
〃	大島～小見前新田	11.0km	～	12.0km+333m		1,333m		漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
〃	小見前新田	13.25km+200m	～	13.75km			313m	破堤跡		
〃	高瀬	16.5km+50m	～	17.25km		629m		漏水	堤防決壊	月の輪工、釜段工
〃	高瀬	17.25km	～	17.5km		239m		流下能力不足 漏水	堤防決壊	積み土のう工 月の輪工、釜段工
〃	高瀬	18.25km	～	18.50km			236m	破堤跡		

重要度A : 水防上最も重要な区間

重要度B : 水防上重要な区間

要注意区間: 新しく堤防を作った「新堤防」、過去に堤防が決壊したことのある「破堤跡」、以前川だった所が堤防となっている「旧川跡」など、過去の経験から注意を要する箇所。また、破堤などの履歴を残すための箇所。

2 県管理(村上地域振興局 水防計画)

河川名	位置		現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される 危険	対策水防工法
	村	大字		重点区間	A	B			
桂川	関川	桂	堤防高(流下能力)	右100・左110	右100・左110			越水	積み土のう工
太田沢川	関川	高田	堤防断面			左450		越水・欠壊	積み土のう工・木流し工
藤沢川	関川	中束	堤防高(流下能力)			右170		越水	積み土のう工
中束川	関川	中束	堤防高(流下能力)			右190・左240		越水	積み土のう工
赤谷川	関川	赤谷	堤防高(流下能力)			右590・左520		越水	積み土のう工

※「重要度」欄中、A—水防上最も重要な箇所、B—水防上重要な箇所、重点区間—A区間で特に水防時に重点的に巡視すべき区間

○ 豪雪災害防止区域

融雪施設

(散水延長：平成29年3月31日現在、世帯数：平成29年1月31日現在)

路線名・地区名等		世帯数	散水延長(m)	備 考
一級村道	南赤谷上関線		652.1	一級村道計 5,212.6
	小栗野線		286.2	
	高田湯沢線		1,015.1	
	上野新中束線		95.6	
	蛇喰深沢線		413.0	
	橋場下関線		1,397.9	
	六本杉金俣線		100.5	
	片貝畑線		531.2	
	高瀬丸山公園線		721.0	
二級村道	八千代打上線		1,151.1	二級村道計 5,879.3
	金丸本通り線		854.7	
	八ツ口線		279.4	
	勝蔵内須川線		303.5	
	山本幾地線		357.1	
	上土沢鋳江沢線		273.9	
	湯沢沢線		169.7	
	平内新鉦打線		183.7	
	南中上野新線		260.0	
	上野新若山線		297.9	
	城陣線		71.6	
	桂線		75.7	
	安角線		442.3	
	片貝駅裏線		868.2	
	山本線		290.5	
女川郷地区	上野原	6	5,135.6	世帯数計 299
	深沢	23		
	上野新	27		
	若山	16		
	上野	15		
	小和田	30		
	中束	42		
	田麦千刈	16		
	蕨野	5		
	上新保	5		
	蛇喰	25		
	南中	31		
	宮前	35		
	朴坂	23		
川北郷地区	高瀬	80	8,391.4	
	沢	28		
	湯沢	94		
	松平	19		

	滝原	17		世帯数計 419
	上野山	9		
	小見	33		
	小見前新田	5		
	松ヶ丘	7		
	平内新	17		
	高田	83		
	桂	27		
霧出郷地区	山本	21	6,517.3	世帯数計 282
	幾地	17		
	歙江沢	28		
	上土沢	84		
	下土沢	17		
	大島	115		
両関四ヶ字郷地区	下関	400	12,324.2	世帯数計 679
	上関	148		
	辰田新	50		
	打上	22		
	勝蔵	23		
	南赤谷	25		
	内須川	11		
七ヶ谷郷地区	蔵田島	11	3,602.3	世帯数計 138
	久保	11		
	鮎谷	26		
	金俣	19		
	大石	31		
	安角	26		
	上川口	14		
九ヶ谷郷地区	下川口	31	1,968.5	世帯数計 136
	荒川台	7		
	大内渕	6		
	片貝	24		
	聞出	7		
	沼	25		
	金丸	26		
	八ツ口	10		
合 計		1,953	49,031.2	その他村道計 37,939.3

〔条 例 等〕

○ 関川村防災会議条例

〔昭和40年7月29日〕
〔 条 例 第 18 号 〕

改正 昭和57年6月28日条例第29号 平成12年3月27日条例第11号
平成20年3月22日条例第10号 平成27年3月20日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、関川村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関川村地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて関川村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、村長をもってこれに充てる。

3 会長は、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
- (3) 新潟県警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (4) 本村の職員で村長が指名する者
- (5) 関川村教育長
- (6) 関川村消防団長
- (7) 村上市消防長
- (8) 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な機関等から村長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から村長が任命する者

6 前項に規定する委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指

定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

- 3 専門委員は、当該事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年6月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(関川村水防協議会条例の廃止)
- 2 関川村水防協議会条例(昭和55年関川村条例第38号)は、廃止する。

附 則 (平成20年3月22日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第29号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○ 関川村防災会議会長及び委員

(平成29年10月1日現在)

No.	区 分	防災会議 条例根拠	機 関	職 名	備 考	
1	関川村	第3条第2項	関川村	村 長	会 長	
2	指定地方 行政機関	第3条第5項 第1号	陸上自衛隊 第30普通科連隊	第3中隊長		
3			国土交通省 羽越河川国道事務所	所 長		
4			関東森林管理局 下越森林管理署村上支署	支署長		
5			気象庁 新潟地方气象台	次 長		
6			新潟県	第3条第5項 第2号	村上地域振興局	企画振興部長
7	村上地域振興局	地域整備部長				
8	村上地域振興局	農林振興部長				
9	村上地域振興局	健康福祉部長				
10	新潟県警察	第3条第5項 第3号	村上警察署	署 長		
11			村上警察署 下関交番	交番所長		
12	関川村職員	第3条第5項 第4号	関川村	副村長	会長職務代理者	
13			関川村	総務課長		
14			関川村	農林観光課長		
15			関川村	建設環境課長		
16	関川村教育長	第3条第5項 第5号	関川村	教育長		
17	関川村 消防団長	第3条第5項 第6号	関川村消防団	団 長		
18	村上市消防長	第3条第5項 第7号	村上市消防本部	消防長		
19	指定公共機関	第3条第5項 第8号	東日本旅客鉄道(株) 村上駅	駅 長		
20			東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 新潟支店 災害対策室	室 長		
21			日本郵便(株) 関川郵便局	局 長		
22			東北電力(株) 村上営業所	所 長		
23			指定地方 公共機関	関川村土地改良区	理事長	
24			公共的団体	関川村商工会	会 長	
25	関川村社会福祉協議会	常務理事				
26	自主防災組織 を構成する者	第3条第5項 第9号	関川村自主防災会 連絡協議会	会 長		

(注) 防災会議委員は村長が任命するものとし、30人以内とする。

○ 関川村災害対策本部条例

〔昭和40年7月29日〕
条 例 第 19 号

改正 平成23年12月21日条例第20号

平成27年3月20日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、関川村災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員及びその他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第30号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○ 関川村災害対策本部運営規程

〔昭和40年7月29日〕
規 程 第 2 号

改正 昭和57年9月29日規程第6号 平成13年3月27日規程第2号
平成18年11月28日規程第5号 平成19年3月30日規程第4号
平成21年4月1日規程第6号 平成22年3月18日規程第1号
平成29年12月4日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、関川村災害対策本部条例(昭和40年関川村条例第19号)に基づき、関川村災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適正な実施を図るものとする。

(本部の組織及び会議)

第2条 本部には、本部長の職務を補佐するために副本部長を置き、副本部長には副村長をもってあてる。

2 副村長に事故があるとき、又は欠けたときは、防災主管課長が代行する。

3 本部長の下に本部会議を置く。本部会議は、本部長及び各部の部長並びに副本部長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

4 本部に対策部及び班を置く。

(1) 部に部長を置き、課長及び局長等の職にある者をもってあて、必要に応じて副本部長を置くことができる。

(2) 班に班長を置き、班長及び上席の職にある者をもってあてる。

(3) 班員は課・局員及び本部長が特に指名した者をもってあてる。

(事務分掌等)

第3条 前条の組織及び事務分掌は、別表第1に定めるとおりとする。

2 各対策部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要簿冊を備えるなど体制を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、対策部長、班長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別に定める腕章を帯用するものとする。

(本部の場所及び本部連絡員)

第4条 本部は、災害の程度により本部室を村長室又は本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「関川村災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各対策部長がそれぞれ所轄職員のうちから指名する者をもってあてる。

5 本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部の長に伝達する。

(本部の開設及び閉鎖)

第5条 本部は、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めるとき開設する。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき本部長が閉鎖する。

(本部開設の措置)

第6条 総務対策部長は、予警報又は情報等により災害があると予想されるときは、本部開設前に次の事項についても措置するものとする。

- (1) 予警報、情報の収集及び連絡調整
- (2) 人員配備の指示
- (3) 関係部班との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において警報又は異状な情報の受理をした当直者は、通報連絡系統に基づき、直ちに総務対策部長に通報しなければならない。

(非常配備の基準、構成計画等)

第7条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ非常配備体制を整える。

- 2 非常配備の種別、内容等の基準については、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 各対策部長は、前項の基準に基づき、配備計画をたて、これを職員に徹底しなければならない。

(第一配備体制)

第8条 第一配備(準備)における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務対策部長は、県及び関係機関との連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係対策部に連絡しなければならない。
- (2) 本部長は、必要に応じ関係対策部長を招集し、情報を聴取するため本部会議を開き、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
- (3) 配備につく職員は、所属する部班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(第二配備体制)

第9条 第二配備(警戒)における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。
- (2) 各対策部長は、所掌業務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (3) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、器材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし協力体制を強化する。

(第三配備体制)

第10条 第三配備(非常配備)が指令された場合、各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総務対策部長を通じ本部長に報告する。

(非常配備の開始及び解除)

第11条 各対策部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(被害状況の取り扱い)

第12条 災害が発生したときは、各対策部長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

- 2 総務対策部長は、各対策部長並びに関係機関からの被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに、すみやかに県防災本部へ報告するものとする。
- 3 県に対する報告は「県被害状況報告要領」により行うものとする。

(災害情報の取扱い)

第13条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、総務対策部長は直ちに本部長に報告するとと

もに、その状況及び応急対策の概況を逐次県防災本部へ報告するものとする。

- 2 総務対策部長は、災害に関する予警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民・その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

附 則

この規程は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月29日規程第6号)

この規程は、昭和57年9月29日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日規程第2号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月28日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月4日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

災害対策本部の組織及び事務分掌

部 名	班・室 名	分 掌 事 務
総務対策部 (部長) 総務課長	総務班 (班長) 総務班長又は上席職員 (班員) 総務班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 (救助事務)災害にかかった者の救助 2 (救助事務)行方不明者の捜索 3 本部会議及び本部の庶務に関する事。 4 村有建物及び施設(教育関係建築物及び施設を除く。)の災害対策並びに被害調査に関する事。 5 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関する事。 6 警察署、消防署等との連絡調整に関する事。 7 自衛隊、消防団の要請に関する事。 8 他市町村・関係機関・自主防災組織・集落等との連絡調整に関する事。 9 避難準備情報・避難勧告・避難指示に関する事。 10 災害救助法、災害救助条例に関する事。 11 報道機関等との連絡調整に関する事。 12 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関する事。 13 災害時における職員の健康管理に関する事。 14 災害広報等に関する事。 15 全村的な広報及び広聴全般に関する事。 16 村のホームページの更新に関する事。 17 写真等による災害情報の収集及び記録に関する事。 18 交通の安全確保に関する事。 19 社会対策(防犯関係)に関する事。 20 防災行政無線の通信統括に関する事。 21 村所有の情報システムの機能確保に関する事。 22 災害関係文書の受理及び配布に関する事。
	企画財政班 (班長) 企画財政班長又は上席職員 (班員) 企画財政班員全員 新エネルギー対策室員 全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の調達に関する事。 2 緊急輸送に関する事。 3 災害の予算に関する事。 4 ボランティアセンターの支援等に関する事。 5 部内の応援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関する事。 ・ 交通の安全確保及び緊急輸送に関する事。 ・ 防災資機材の調達に関する事。 ・ 村有財産の被害調査。 ・ 村有建物及び施設(教育関係建築物及び施設を除く。)の災害対策並びに被害調査に関する事。
税務会計対策部 (部長) 税務会計課長	税務班 (班長) 税務班長又は上席職員 (班員) 税務班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋等の被害状況調査に関する事。 2 被災者台帳の作成に関する事。 3 被災証明に関する事。 4 被災者に対する村税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 5 被災者に対する納期限の延長に関わる指定金融機関との調整に関する事。 6 地籍図根点等の被災状況の調査、復旧に関する事。

	会計室 (室長) 会計室長又は上席職員 (室員) 会計室員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金、見舞金等の管理に関する事。 2 災害活動に関する会計事務に関する事。 3 義援金の保管に関する事。 4 部内の応援
住民福祉対策部 (部長) 住民福祉課長	住民戸籍班 (班長) 住民戸籍班長又は上席職員 (班員) 住民戸籍班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集、整理及び提供に関する事。 2 各種申請統一窓口に関する事。
	福祉保険班 (班長) 福祉保険班長又は上席職員 (班員) 福祉保険班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 (救助事務)避難所の設置 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 3 保育園の災害対策及び被害調査に関する事。 4 避難所開設の指示及び管理の総括に関する事。 5 生活保護世帯、身体障がい者等の被害状況調査及び援護に関する事。 6 社会福祉協議会との連絡及び協力関係に関する事。 7 ボランティアセンターの支援等に関する事。 8 保育実施の是非の決定に関する事。 9 被災者のための相談、支援に関する事。 10 災害弔慰金に関する事。 11 災害援護資金に関する事。 12 被災者生活再建支援金に関する事。 13 救援物資の受付及び給付に関する事。 14 義援金の配分調整及び給付に関する事。 15 被災保育世帯の保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 16 老人保健、国民健康保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置の検討に関する事。 17 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関する事。
	健康介護班 (班長) 健康介護班長又は上席職員 (班員) 健康介護班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 (救助事務)医療及び助産 2 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。 3 災害時要援護者の援護に関する事。 4 医療救護本部の設置に関する事。 5 重軽傷者名簿の作成に関する事。 6 医師会との連絡調整及び協力要請に関する事。 7 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談・支援に関する事。 8 被災者に対する介護保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免に関する事。
	地域包括支援センター班 (班長) 地域包括支援センター班長又は上席職員 (班員) 地域包括支援センター班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設等の災害対策及び被害調査に関する事。 2 老人福祉施設等の連絡調整に関する事。

	保育園班 (班長) 各保育園長又は上席保育士 (班員) 保育園職員全員 (各保育園ごとに別班とする。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児の被害状況調査に関する事。 2 被災した保育園児の保護・援護・被災状況調査に関する事。 3 保育園児の避難に関する事。 4 保育園児の安全対策に関する事。 5 部内の応援
農林観光対策部 (部長) 農林観光課長	農林振興班 (班長) 農林振興班長又は上席職員 (班員) 農林振興班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産、治山施設等被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 3 家畜の防疫、死亡獣畜の処理に関する事。 4 農林漁業制度資金融資の斡旋指導に関する事。 5 農業委員会に関する事。
	商工観光班 (班長) 商工観光班長又は上席職員 (班員) 商工観光班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 (救助事務)炊き出しその他による食品の給与 2 (救助事務)被服・寝具その他生活必需品 3 (救助事務)生業資金の貸与 4 来訪者等の安全確保に関する事。 5 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 商工観光施設及び商品等の被害調査に関する事。 7 避難所となる商工観光施設の利用供与に関する事。 8 商工団体等の連絡調整に関する事。 9 商工観光施設の災害対策並びに復旧に関する事。 10 商工観光業者の復興対策並びに融資に関する事。
建設環境対策部 (部長) 建設環境課長	地域整備班 (班長) 地域整備班長又は上席職員 (班員) 地域整備班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 (救助事務)応急仮設住宅の供与 2 (救助事務)障害物の除去 3 (救助事務)災害にかかった住宅の応急修理 4 道路、河川、がけ崩れ、住宅等の被害調査及び復旧に関する事。 5 村営住宅の災害対策及び被害調査に関する事。 6 水防、砂防に関する事。 7 公営住宅入居者の安全確保に関する事。 8 応急危険度判定に関する事。 9 被害住宅復興資金に関する事。
	水道環境班 (班長) 水道環境班長又は上席職員 (班員) 水道環境班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 (救助事務)飲料水の供給 2 (救助事務)埋葬 3 (救助事務)死体の処理 4 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 5 飲料水の確保、供給及び水質管理に関する事。 6 給排水施設の管理及び運転に関する事。 7 災害時の防疫に関する事。 8 廃棄物(ゴミ、し尿)の収集、運搬及び処理に関する事。 9 災害廃棄物処理に関する事。 10 仮設トイレの設置に関する事。 11 斃死伴侶動物等の処理に関する事。

教育対策部 (部長) 教育課長	学校教育班 (班長) 学校教育班長又は上席 職員 (班員) 学校教育班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 (救助事務)学用品の給与 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 3 児童・生徒及び教職員の被災状況調査に関すること。 4 児童・生徒の避難及び安全対策に関すること。 5 所管公共施設の避難所の開設及び施設管理支援に関すること。 6 授業継続の是非に関すること。 7 P T A等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関すること。 8 応急教育の実施に関すること。
	生涯学習班 (班長) 生涯学習班長又は上席 職員 (班員) 生涯学習班員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 2 文化財の被害状況調査及び応急措置の指導に関すること。 3 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関すること。
議会対策部 (部長) 議会事務局長	議会班 (班長) 議会事務局職員上席者 (班員) 議会事務局職員全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会に関すること。 2 総務対策部の応援

(注)

◎災害の状況によりこの表によりがたいときは、本部長がその都度定める。

別表第2 (第7条関係)

本部の非常配備基準

風 水 害

種 別	配備時期	配備内容	指定配備要員
第1配備 (準備)	1 風雨・大雨洪水・強風・大雪その他の注意報が発令され災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に村長が必要(火災を含む。)と認めたとき。	各部は、それぞれ情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制をとり、第2配備に移行し得る体制とする。	
第2配備 (警戒)	1 暴風雨・大雨洪水・大雪等の警報が発令され災害が起きる恐れがあるとき。 ●上関の水位が氾濫注意水位4.30mに達し、なお4.70mを超える恐れがあると判断した場合。 2 その他特に村長が必要(火災を含む。)と認めたとき。	各部は、所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。 1 関係職員の待機又は招集の指示 2 情報の収集 3 危険箇所の巡視(河川、急傾斜、宅地、浸水、土石流、地滑り)	・各対策部長 ・総務班 ・建設環境対策部 ・農林振興班 ・要援護者担当 ・避難所管理者
第3配備 (非常配備) 災害対策本部設置	1 全域にわたって風水害・雪害等の発生する恐れがあるとき又は被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。 ●上関の水位が4.70mに達し、なお6.00mを超える恐れがあると判断したとき。 2 その他村長が必要(火災を含む。)と認めたとき。	災害対策本部員は、全員災害対策業務に従事する。	・全職員

震 災

種 別	配備時期	配備内容	指定配備要員
第1配備 (準備)	1 村内で震度4の揺れを観測したとき。 2 その他村長が配備を指示したとき。	災害関係所属で、情報収集及び連絡活動に着手するものとする。	・各対策部長 ・総務班 ・建設環境対策部
第2配備 (警戒)	1 村内で震度5弱又は5強の揺れを観測したとき。 2 その他村長が配備を指示したとき。	災害応急対策に関係ある総務、建設環境、農林観光、住民福祉の各部の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。	・各対策部長 ・総務対策部 ・建設環境対策部 ・農林観光対策部 ・要援護者担当 ・避難所管理者
第3配備 (非常配備) 災害対策本部設置	1 村内で震度6弱以上の揺れを観測したとき。 2 その他村長が必要と認めたとき。	災害対策本部員は、全員災害対策業務に従事する。	・全職員

〔様 式〕

○ 災害被害報告 (速報) 様式

(危機対策課fax025-282-1640 村上地域振興局企画振興部fax0254-52-1316)

○ 被害が判明したものから至急、FAXにて報告してください。
(速報性を求めますので、第1報では全ての報告が記載されている必要はありません。)
○ 報告者、報告日時は必ず記載してください。

被 害 報 告 (第 報)

市町村名	関川村		報告者 電話番号	()		報告日時	平成 年 月 日 時 分現在	続く・最終											
報告	死者	行方不明	重傷		軽傷														
	被災状況 人数	被災状況 人数	被災状況 人数	被災状況 人数	被災状況 人数	被災状況 人数	被災状況 人数	被災状況 人数											
に	建物被害	区分	全壊(棟)			大規模半壊(棟)			半壊(棟)			一部損壊(棟)			床上浸水(棟)		床下浸水(棟)		
		被災原因	土砂崩	流失	その他	土砂崩	流失	その他	土砂崩	流失	その他	土砂崩	流失	その他					
あ	住家	棟数																	
		世帯数																	
た	アパート等集合住宅	棟数																	
		世帯数																	
つ	り災世帯(世帯)																		
	り災者(人)																		
て	非住家	公共建物	公立保育所																
		公民館																	
は	家	倉庫															浸水		
		車庫																浸水	
累	計	作業所															浸水		
		その他																浸水	
数	文	幼稚園																	
		小学校																	
字	教	中学校																	
		高等学校																	
を	記	養護学校等																	
		その他																	
載	す	病院																	
		社会福祉施設																	
る	す	清掃施設	ゴミ処理施設														浸水		
		し尿処理施設																浸水	
る	す	その他()																	
		その他被害	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数					
る	す	一般道路																	
		農道																	
る	す	林道																	
		河川																	
る	す	農業用水路																	
		港湾																	
る	す	砂防施設																	
		被害船舶																	
る	す	その他()																	
		火災発生	建物	件	危険物	件	その他	件											
る	す	鉄道不通区間	路線名	線	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅		
		水道	断水			世帯	配管被害											箇所	
る	す	ガス	不通															箇所	
		田	流失	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha	浸水	ha	浸水	ha	浸水	ha	浸水	ha	
る	す	畑	流失	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha	浸水	ha	浸水	ha	浸水	ha	浸水	ha	
		崖崩れ																	箇所
る	す	土砂崩れ																	箇所
		地すべり																	箇所
る	す	電話不通																	世帯
		電気停電																	世帯
る	す	ブロック塀倒壊等																	件

- 1 災害原因
- 2 災害の発生日時 平成 年 月 日
- 3 災害の発生場所 (必要により地図等を添付)
- 4 災害対策の概要
 - 1 災害対策本部の名称
 - ア 災害対策基本法に 基づく本部・基づかない本部
 - イ 本部設置日時 月 日 時 分
 - ウ 本部解散日時 月 日 時 分
 - 2 避難勧告・指示の状況
 - 別紙避難等の状況報告のとおり
 - 3 消防機関等の活動状況 (延べ出動人員)
 - 消防職員 人 消防団員 人 役場職員 人
 - 4 応急措置の概要
- 5 その他

○ 緊急通行車両等事前届出関係様式

災害防応急対策用 地震防災害保護措置用 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証		災害防応急対策用 地震防災害保護措置用 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証		第 号
新潟県公安委員会 殿 緊急通行車両等事前届出書 届出者住所(電話)氏名 (印)		新潟県公安委員会 (印)		年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
番号に表示されている番号				(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出し、届出所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
使用者	住 所 () 局 番	氏 名	出 発 地	
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				
備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。				

平成 年 月 日			
<p>緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書</p> <p>新潟県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 (電 話) 氏 名 印</p>			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

○ 自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	T e l 防災無線 その他
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼理由 ----- ----- ----- ----- ----- -----	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現 地 連 絡 員	部 課 係、担当者名
派遣を希望する活動の内容 ----- ----- ----- -----	
その他必要事項 ----- -----	

※ 新潟県防災局危機対策課 F a x 025—282—1640

○ 消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電 話 025 (270) 0263
F A X 025 (270) 0265

1	要 請 団 体	発信者					
2	災 害 種 別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害		
3	要 請 内 容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送	
4	発 生 場 所 目 標	(市・町・村)			番地		
		目標					
5	発 生 日 時	年 月 日 (曜日)			時 分 頃		
6	事 故 概 要 又 は 災 害 概 要						
7	気 象	天候	風向	風速	m / s	気温	℃
		視界	m (警報・注意報)
8	出 場 先 場 所 目 標	(市・町・村)			番地		
	臨 着 場 所 目 標 (名称)	要請側病院名					
9	搬 送 先 場 所 目 標	(市・町・村)			番地		
	臨 着 場 所 目 標 (名称)	要請側病院名					
10	傷 病 者 等	傷病者氏名		M・T・S・H	年	月	日生
		傷病名		程度 (重・中・軽)	男・女	歳	
11	現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名		氏名			
12	地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
13	他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名			氏名		
14	要 請 日 時	年 月 日 (曜日)			時 分		
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。							
1	航 空 隊 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
2	到 着 予 定 時 刻	年 月 日 (曜日)			時 分		
3	活 動 予 定 時 刻	時間			分		
4	必 要 資 機 材						
※ その他の特記事項							

受信者	
-----	--

〔その他〕

○ 火災・災害等即報基準

(平成29年2月7日現在)

1 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分		即 報 基 準		
火 災 等 即 報	一般基準	1) 死者が3人以上生じたもの 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの		
	個別基準	火災	1) 特定防火対象物で死者が発生した火災 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 4) 特定違反對象物の火災 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 7) 損害額が1億円以上と推定される火災	
		林野火災	1) 焼損面積が10ヘクタール以上と推定される火災 2) 空中消火を要請又は実施した火災 3) 住家等へ延焼するおそれがある火災	
		交通機関の火災	1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 社会的影響度が高い船舶火災 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災	
		その他	1) 特殊な原因による火災 2) 特殊な態様の火災	
	危険物等に係る事故	危険物等(危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等) 1) 死者(交通事故によるものを除く)又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 5) 海上、河川への危険物等流出事故 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故		
	特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの		
	消防職団員の消火活動等に伴う重大事故			
	社会的影響基準	上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの		

救急・救助事故即報		1) 死者5人以上の救急事故 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 3) 要救助者が5人以上の救助事故 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 6) 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの 8) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故	
災害等速報		1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(例:ミサイル攻撃等により生じた災害) 2) 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(例:テロ等により生じた災害)	
災害即報	一般基準	1) 災害救助法の適用基準に合致するもの 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの 4) 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報: 気象等に関する特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等) 津波に関する特別警報(大津波警報) 火山に関する特別警報(噴火警報(居住地域)) 地震(地震動)に関する特別警報(予想される地震動の大きさが震度6弱以上) 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準	地震	1) 震度5弱以上を記録したもの(震度6弱以上については、特別警報に該当) 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの(大津波警報については、特別警報に該当) 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		災害山	1) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの(噴火警報(居住地域)については、特別警報に該当) 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの		

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報(火口周辺)が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

2 消防庁への直接即報基準

区 分		即 報 基 準
火 災 等 即 報	建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関 の火災	1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 社会的影響度が高い船舶火災 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災
	危険物等（危 険物、高圧ガ ス、可燃性ガ ス、毒物、劇 物、火薬等） に係る事故	1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は 周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当する もの ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の 避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事 態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む）
救急・救助 事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2) バスの転落等による救急・救助事故 3) ハイジャックによる救急・救助事故 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
武力攻撃 災害等速報	1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の 放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） 2) 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、 爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）	
災 害 即 報	地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない）
	津波	死者又は行方不明者が生じたもの
	風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
	火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

(平成28年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算費) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,110円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)、冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること (単位:円)							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 全 流 失			夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
					冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
		半 壊 半 焼 床上浸水			夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬	9,800		12,700	18,000	21,400	27,000	3,500				

H29改定 関川村地域防災計画(資料編)
〔その他〕

医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診察報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,300円 中学校生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 210,400円以内 小人(12歳未満) 168,300円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金 	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○ 指定文化財一覧

1 国指定重要文化財

国指定番号	指定年月日	区分	種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者	備考
建第1269号	昭和29年3月20日 (追53年5月31日)	有形文化財	建造物	渡辺家	7棟ほか	大字下関904	(財)重要文化財 渡辺家保存会	母家文化14年(1817)再建
第55号	昭和38年10月11日	特別史跡名勝 天然記念物	名勝	渡辺氏庭園	1,275.24 平方メートル	大字下関904	(財)重要文化財 渡辺家保存会	江戸中期
建第2254号	平成3年5月31日	有形文化財	建造物	佐藤家住宅	4棟ほか	大字下関897	佐藤義和	明和2年(1765)建築

2 県指定文化財

県指定番号	指定年月日	区分	種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者	備考
建第33号	平成元年3月31日	有形文化財	建造物	津野家住宅	1棟ほか	大字下関903	津野良太郎	寛政元年(1789)建築

3 村指定文化財

指定番号	指定年月日	区分	種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者	備考
1	昭和52年4月28日	有形文化財	古文書	渡辺家文書	23,000点	大字下関904	(財)渡辺家保存会	近世、近代
2	昭和52年4月28日	記念物	史跡	桂の五輪塔群	4基	大字桂	桂集落 (区長)	中世
3	昭和52年4月28日	記念物	史跡	土沢の榜示石	1基	大字土沢3057	関川村	正応5年(1292)建立
4	昭和52年12月22日	有形文化財	書跡	白山神社の棟札	2点	大字下関1311	白山神社 氏子総代	元慶2年(878)記事
5	昭和52年12月22日	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来座像	1躯	大字土沢	白山神社 氏子総代	奈良時代 天平10年(738)作

6	昭和52年12月22日	有形文化財	彫刻	木造薬師如来座像	1 軀	大字土沢	白山神社 氏子総代	平安時代後期
7	昭和52年12月22日	記念物	史跡	沼の板碑	1 基	大字沼	沼集落	応永4年(1397)建立
8	昭和52年12月22日	有形文化財	考古資料	堂の前遺跡出土品	1 括	大字片貝	関川村	縄文後期
9	昭和52年12月22日	無形文化財	民俗芸能	大石神楽		大字大石	大石神楽保存会	代表 高橋市太郎
10	昭和53年12月14日	記念物	史跡	波走の五輪層塔	1 基	大字小和田	小和田集落 (区長)	鎌倉時代初期
11	昭和53年12月14日	有形文化財	古文書	平田家文書	817点	大字下関1311	平田能久	近世、近代 受託保管 歴史館
12	昭和53年12月14日	無形文化財	民俗芸能	上土沢神楽		大字土沢	上土沢神楽 保存会	代表 大沼喜久次
13	昭和54年7月17日	有形文化財	古文書	新野家文書	2,321点	大字南赤谷	新野洋子	近世、近代
14	昭和55年11月17日	記念物	名勝	土沢小学校大庭園		大字土沢555-2	関川村	
15	昭和55年11月17日	記念物	天然記念物	桂のカツラ	1 本	大字桂362	稲家ヨシミ	周囲 360cm
16	昭和55年11月17日	記念物	天然記念物	小見のサクラ	1 本	大字小見	平田能久	周囲 460cm 大阪府東淀川区
17	昭和55年11月17日	記念物	天然記念物	庚申スギ	1 本	大字上関	六本杉集落	周囲 593cm
18	昭和57年3月1日	記念物	天然記念物	高地湿原性トンボ 生息地		大字沼161-3	小島重次郎	
19	昭和59年7月23日	記念物	史跡	たるみ 垂水館址		大字湯沢	津野良太郎 他	たるみ 垂水氏居城
20	昭和60年4月24日	有形文化財	建造物	渡辺家新宅	2 棟	大字下関906-3	関川村	通称 東桂苑
21	昭和60年4月24日	記念物	名勝	渡辺家新宅庭園		大字下関906-2 大字下関906-3	関川村	通称 東桂苑
22	昭和60年7月17日	有形文化財	工芸品	みつま 三瀧佐左衛門 着装鎧兜	1 組	大字下関1311	関川村	
25	平成3年3月29日	有形民俗文化財	偶像類	高田の十阿弥陀仏	1 体	大字高田97	高田集落	碩石仏 延元元年(1336)建立推定

H29改定 関川村地域防災計画(資料編)

〔その他〕

26	平成6年5月20日	有形民俗文化財	偶像類	光兔山金銅仏	5体	大字宮前39—1	光兔神社氏子総代	貞観3年(861)4月奉祀
27	平成6年5月20日	有形民俗文化財	工芸品	須貝刑部の馬具	轡1組	大字下関1311	須貝謙一	鎌倉時代
28	平成6年12月15日	記念物	史跡	蕨野城址		大字中束1301—7他	中束征美 中束信一	河村秀通の山城
29	平成12年12月14日	記念物	天然記念物	ヤチダモの木		大字桂363	稲家ミイ	

※国指定建第2254号(佐藤家住宅)については村指定23号、県指定建第33号(津野家住宅)については村指定24号と重複。

関川村地域防災計画

(資料編)

平成16年10月 作成

平成21年10月 修正

平成29年12月 修正

発行 新潟県岩船郡関川村

編集 関川村防災会議

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

TEL 0254-64-1441(代表) FAX 0254-64-0079

URL <http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>
